

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00032 沿革（略） <u>平成29年9月8日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書の対象となる契約（以下「対象契約」という。）に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00032 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書の対象となる契約（以下「対象契約」という。）に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条～第21条（略）</p>	<p>第1条～第21条（略）</p>	
<p>(指示書)</p> <p>第22条 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第26条第1項の規定に基づき別紙様式第17-1による貿易一般保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。<u>ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</u></p> <p>二～三（略）</p>	<p>(指示書)</p> <p>第22条 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第26条第1項の規定に基づき別紙様式17-1による貿易一般保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>二～三（略）</p>	
<p>第23条～第24条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>	<p>第23条～第24条（略）</p>	
<p>別表1～別表5（略）</p>	<p>別表1～別表5（略）</p>	

